

知らなかったでは許されません！ 不法投棄は犯罪です！

なくそう！不法投棄

山林などの人目に付かない場所や道路脇、ごみ集積所などへの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は地域の景観を損なうだけでなく、土壌や河川の汚染など深刻な環境問題につながる重大な犯罪行為です。

町では悪質な不法投棄に対し、警察と連携して厳しく指導を行っています。「自分さえ良ければ」という勝手な行動は絶対に許されません。

土地管理者は自己防衛を！

不法投棄をした人が分からない場合は、土地の所有者や管理者が廃棄物の処理をしなければなりません。「草刈りがされていない」「ごみが散乱している」など管理が行き届いていない土地は、不法投棄がされやすくなります。日ごろから十分な管理をお願いします。

また、町では「不法投棄禁止」の看板を自治会や地権者に無料で提供していますので、希望する方は住民課環境係までご連絡ください。

不法投棄を「しない、させない」

町では不法投棄を未然に防ぐため、巡回パトロールを行っています。しかし、不法投棄をさせないためには、地域の皆さんの厳しい監視の目が欠かせません。町の自然や景観を守るため、不法投棄を見つけたら警察に通報するか、役場住民課環境係までご連絡ください。

▶問い合わせ 役場住民課環境係 (☎ 611-2506、2507)



町内の不法投棄現場

おしえて！
好きな食べ物
(煙山保育園 3歳児)



「バナナ」

はら ぎんくん



「リンゴ」

まつばやし みゆ ちゃん



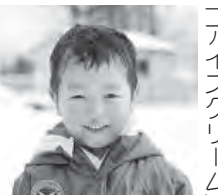
「ミカン」

さとう しゅんすけ くん



「ブルーベリー」

たかはし めぐ ちゃん
(不動保育園 3歳児)



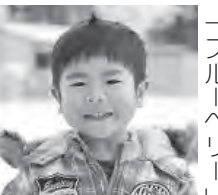
「アイスクリーム」

ながおか だいき くん



「ミカン」

ながぬま さあや ちゃん



「ブルーベリー」

きくち くらま くん

やはば文芸の森

「やはば短歌の会」 会員の作品から

下北 藤原オイロ

雑念を豆に託して私はんとわが裡に棲む兔を追ひ出す
をりをりに雉子の遊べるわが庭の落葉の上に春の雪降る

室岡 小林 ミツ

大声に豆撒くわれを孫たちが面白がりてスマホかけたり
雲の間に見えざるまで見送りし白鳥のこゑ胸にとよもす

下北 今野 文子

きさらぎの寒き風吹く昼さがり娘のつくりたるクッキー届く
亡き母が娘にくれしお雛さまいとほしみつつ夫と飾る

高田三区 北田みどり

明け方に散りしく雪が日に光りとびくる雀庭にさわがし
白雲は澄みたる空を移りゆく春の彼岸の夕暮ながし

※やはば短歌の会からのお知らせ：毎月二回、金曜日に町公民館で短歌の勉強会を開催しています。皆さんお気軽にご来場ください。

平成28年度から 軽自動車税の税額が変わります

①原動機付き自転車、二輪車、 小型特殊自動車などの税額

購入や登録時期にかかわらず、すべての車両に新しい税額（右表）が適用されます。



車両区分		税率（年額）	
		旧税率	新税率
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の被けん引車、雪上車			
二輪の小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円

②三輪、四輪の軽自動車の税額

- ・平成27年4月1日以降に初めて車両番号（ナンバー）の指定を受けた車両 → ② 新税率を適用
- ・初めて車両番号（ナンバー）の指定を受けてから13年を経過した車両 → ③ 重課税率を適用
- ・上記以外の車両 → ① 旧税率を適用（税額の変更はありません）

※初めて車両番号（ナンバー）の指定を受けた日は、車検証の「初度検査年月」で確認できます。

			税率（年額）		
			① 旧税率	② 新税率	③ 重課税率
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

●グリーン化特例（軽課）について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、排出ガス性能および燃費性能に優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度に限り、下の表のとおり税額が軽減されます。

【ア】 電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

【イ】 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★) + 平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★) + 平成27年度燃費基準+35%達成車

【ウ】 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★) + 平成32年度燃費基準達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★) + 平成27年度燃費基準+15%達成車

※【イ】と【ウ】は、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は車検証の備考欄で確認できます。

			税率（年額）		
			【ア】約75%軽減	【イ】約50%軽減	【ウ】約25%軽減
三輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

■問い合わせ 役場税務課賦課係 (☎ 611-2522)